

第1章

札幌市市民まちづくり活動促進基本計画の策定にあたって

第1 背景と目的

札幌市では、少子化や高齢化、核家族化など社会情勢が大きく変化しています。これに加え、ここ数年のうちに人口減少に転じることが見込まれており、活動の担い手不足や高齢者の増加による社会参加機会の提供を一例として、より一層の地域課題の増加が想定されます。また、複雑多様化している市民の課題やニーズの中には、行政の機能だけではきめ細かい対応を行うことが難しくなっています。その一方で、町内会、自治会の活動をはじめとしてボランティア活動やNPO活動などを行っている方もおり、企業も、地域社会への積極的な働きかけとして社会貢献活動や助成事業などに取り組む動きが見られています。

「札幌市市民まちづくり活動促進基本計画」(以下「基本計画」といいます。)は、市民、事業者、そして市が連携・協力してまちづくりを担い、豊かで活力ある社会の発展に寄与することを目的に、市民まちづくり活動の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「札幌市市民まちづくり活動促進条例」(以下「促進条例」といいます。)第7条に基づき策定する基本計画です。その内容については、同条2項において、市民まちづくりに関する目標、市民まちづくり活動の促進のための施策等としています。

【札幌市市民まちづくり活動促進条例】(平成19年12月13日制定。平成20年4月1日施行)

(目的)

第1条 この条例は、市民まちづくり活動の促進について、基本理念を定め、市民（札幌市自治基本条例（平成18年条例第41号）第2条第1項に規定する市民をいう。以下同じ。）、事業者及び市の役割を明らかにするとともに、市民まちづくり活動の促進に関する施策の基本的な事項を定めることにより、市民、事業者及び市が連携・協力してまちづくりを担い、豊かで活力ある地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(市民まちづくり活動促進基本計画)

第7条 市長は、市民まちづくり活動の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市民まちづくり活動の促進に関する基本計画を策定しなければならない。

2 市民まちづくり活動促進基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 市民まちづくり活動に関する目標
- (2) 市民まちづくり活動の促進のための施策に関する事項

※第3項～第5項省略

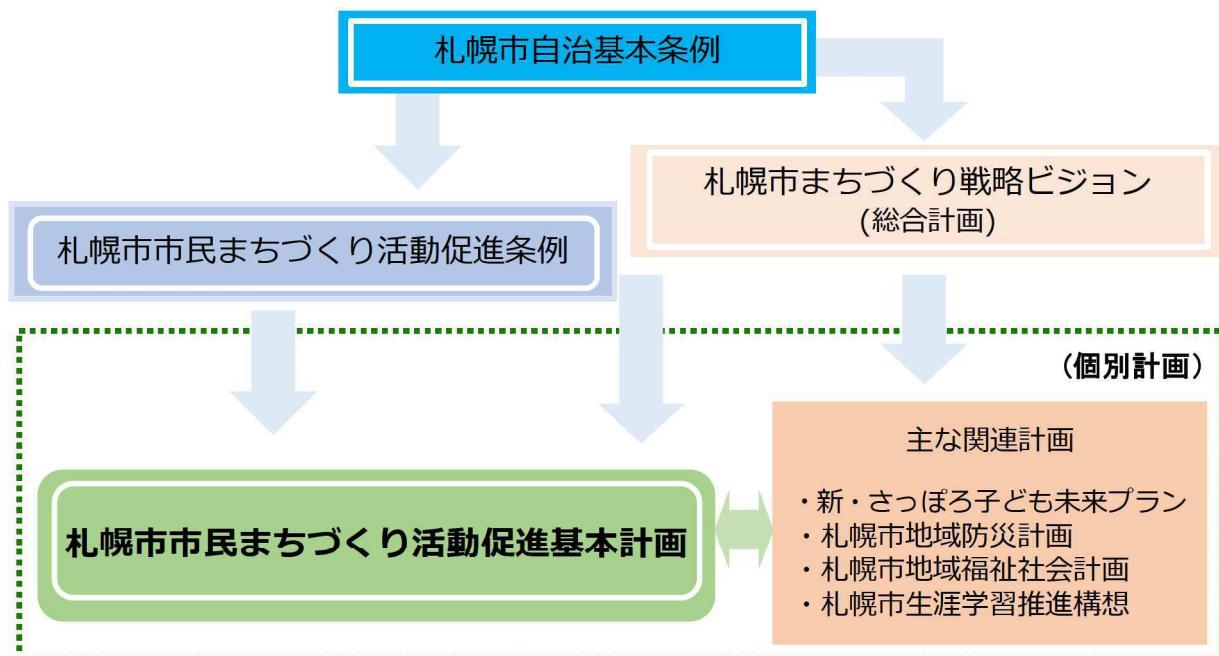
第2 計画の位置づけ

この基本計画は、札幌市のまちづくりの最高規範である札幌市自治基本条例第23条に基づき制定された促進条例を推進するものとして策定するものです。

また、札幌市自治基本条例第17条に定める札幌市のまちづくりの計画体系では、幅広い分野にわたる総合計画として最上位に位置付けられる「札幌市まちづくり戦略ビジョン」¹の個別計画に位置づけられます。

札幌市の市民まちづくり活動促進を総合的に推進する計画であることから、対象分野は幅広く、関わりのある各分野の関連計画とも整合性を図っています。

【札幌市市民まちづくり活動促進基本計画と条例、他の計画等との関係】



【札幌市自治基本条例】 (平成18年10月3日制定。平成19年4月1日施行)

(総合計画等)

第17条 市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、総合計画を策定するものとする。

※第2項～4項省略

(市民によるまちづくり活動の促進)

第23条 市は、市民との協働によるまちづくりを進めるために、市民によるまちづくり活動に対して、その自主性と自立性を尊重しつつ、適切な支援を行うものとする。この場合において、市は、必要な条例等を整備するものとする。

※第2項省略

¹ <ビジョン編>を平成25年2月策定。<ビジョン編>に掲げる目指すべき都市像の実現に向けて、主に行政が優先的・集中的に取り組むことを示した<戦略編>を同年10月に策定。この中で戦略的に取り組む3つのテーマを掲げている（「暮らし・コミュニティ」、「産業・活力」、「低社会・エネルギー転換」）

第3 計画期間

本基本計画の計画期間は、平成 31 年度から 5 年間とします。

第4 基本計画策定の経緯

1 基本計画が策定されるまで

札幌市では平成 10 年に札幌市基本構想を制定し、市民の公益的な活動を促進する必要性を掲げました。平成 13 年には市民委員による議論なども経て「市民活動の促進に関する指針」を定め、以後、この考え方沿って市民活動に関する施策を進めてきました。具体的には、平成 15 年に利便性の良い札幌駅北口に、相談や活動の場の提供など、市民まちづくり活動の総合的な支援拠点施設として市民活動サポートセンターを開設しています。

このように市民まちづくり活動への支援基盤が整備される中で、平成 18 年に札幌市自治基本条例が制定されました（平成 19 年施行）。自治基本条例は、市民のまちづくりに参加する権利を定めるとともに、第 23 条において、『市は、市民との協働によるまちづくりを進めるため、市民によるまちづくり活動に対して、その自主性と自立性を尊重しつつ、適切な支援を行うものとする。この場合において、市は、必要な条例等を整備する』と規定しています。

これに基づき、平成 19 年に促進条例を制定（平成 20 年施行）、平成 21 年に基本計画を策定し、現在の市民まちづくり活動促進施策の基本的な方向性を定めました。

2 第3期札幌市市民まちづくり活動促進基本計画の策定過程

第2期基本計画は 5 年経過後の見直しを想定し、各種の成果指標は平成 30 年度を目標に設定しています。そこで、札幌市では平成 31 年度以降も引き続き市民まちづくり活動の促進に係る施策を総合的、計画的に実施するために、平成 31 年度からの 5 年間を対象期間とする第3期の基本計画（以下「第3期基本計画」といいます。）を策定することとし、平成 30 年 5 月 18 日、札幌市市民まちづくり活動促進テーブルに、その基本的方向性について諮問し、同年 10 月 19 日に答申を受けました。

また、第3期基本計画の検討にあたっては、市民まちづくり活動団体に対するアンケートや市民まちづくり活動団体・市民を対象としたワークショップを実施し、市民の意見を反映するよう留意しました。